

総 説

HIV と暴力—総論—

HIV and Violence—General Remarks—

兵 藤 智 佳

Chika HYODO

早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター

The Hirayama Ikuo Volunteer Center, Waseda University

1. はじめに

UNAIDS が立案した 2015 年までの戦略目標に「ジェンダーに基づく暴力」の項目がある。そこでは、「暴力そのものや暴力の脅しは、HIV 感染を防ぎ、性的な意思決定を自ら行う能力を奪うものだ」とあり、暴力と HIV 感染との関連性が明記されてきた¹⁾。これまでのグローバルな規模でのエイズ政策を振り返るなかで現在、その取り組みにおける重要なキーワードとして「暴力」があげられていることは意味深い。政治学者 H. アーレントは、1960 年代に「20 世紀とは暴力の世紀である²⁾」と喝破した。また、ノーベル経済学者のアマルティア・センは、その著書のなかで「21 世紀の世界は暴力に満ちている」と述べている³⁾。これまでの世界大戦の歴史や内戦の多発、現代を揺るがすテロリズムの脅威を目の当たりにするなかで、彼らの思索と洞察は非常に示唆的である。「暴力」は 20 世紀以降、現代に連なる私たちの世界と時代を読み解く重要な概念であることは間違いない。

そして、この概念はエイズ対策という文脈でも注目されてきた。主としてアフリカで頻発する地域紛争や国境を越える課題としての性暴力等への取り組みは、これまでつねに HIV 対策の優先課題であった。そこには恐らく HIV 感染がたんに医学的な意味でのウイルスを原因とする感染症という理解に留まらず、人々の「生と性」に深く関連する事柄であり、それに対する理解がなくては具体的な対策に迫れないという認識が存在する。暴力とは、ある主体から別の対象への「強制力の行使」であり、人々の生や性を脅かすという意味で HIV 感染と深く関わりを持つ。2000 年以降、国連レベルでも感染症対策が人間の安全保障として位置づけられてきた歴史はこの流れのなかにある。そう

した意味で、すでに HIV と暴力に関する研究が盛んに進められ、その対策が政治課題としてもグローバルのみならずローカルなレベルの対策における重要な柱のひとつとして位置づけられてきた事実には必然性がある。

『日本国語大辞典』では、「暴力」とは「(1) 乱暴な力、無法な力、不当な腕力。(2) 不法または不当な仕方での物理的な強制力を行使すること。またその力」とある。暴力とは何かひとつの実態や行為として存在するわけではなく、多様な主体による多様な次元での行為としての理解が必要である。HIV 感染に関連する具体的な暴力に限っても、図 1 に示されるように多様な次元での主体や対象が想定できる。具体的には戦争など国家間の暴力というマクロなレベルでの暴力からドメスティックバイオレンスのような親密な関係にある個人の間で起きる非常にマクロなレベルの暴力までその次元には幅がある。そして、HIV との関連においても異なった形の暴力がそれぞれ違った要因やメカニズムを持って HIV 感染に影響を及ぼしている。

これまでの HIV と暴力に関する多くの研究では「紛争下での HIV 感染の広がり」や「ジェンダーに基づく性暴力と HIV 感染の関連」など、多様な暴力のなかでもあるひとつの形の暴力行為がどう HIV 感染と関連するのかという形で論じられてきた。こうした成果は具体的な対象へのエイズ対策に関する基礎データとして有効性を持つものであり、実際の取り組みにも影響を与えてきた。一方で、それらの論考では暴力を一面的な行為として見なし、ある特定の主体の行動にのみ注目することになる。

そこで本稿では、こうしたこれまでの研究の意義と蓄積を参照し、暴力をキーワードとしてどういった暴力がどのように具体的に HIV 感染に関連しているのかについて総論的に解説してみたい。個人、家族、地域、国家といった空間的な広がりを持つ世界観のなかで暴力と HIV の関連性を読み解く試みである。それによって世界のどこかで紛争が起きると HIV 感染が広まる現象とドメスティックバイオレンスが起きているカップルの間での HIV 感染のり

著者連絡先：兵藤智佳 (〒169-0071 東京都新宿区戸塚町 1-103 STEP 21 早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター)

2015 年 12 月 9 日受付

次元	暴力の主体	具体例
マクロ	①国家間の暴力	(紛争)
↓	②国家権力による暴力	(警察による嫌がらせ)
	③組織権力による暴力	(セクシャルハラスメント)
	④親密な関係における個人間の暴力	(DV)
ミクロ		

図 1 HIVに関連する暴力の種類

リスクが高まる事実とは有機的につながりを持つことを論じてみる。こうした体系的な理解は、暴力に溢れる現代社会における包括的なエイズ対策にとって有益な示唆を与えると思われる。

2. 国家間の暴力

暴力と HIV という観点からは、まず最初に最もマクロなレベルで影響を与える形として紛争があげられる。紛争には国家間の戦争から地域紛争、民族対立など多様な規模や種類があるが、暴力によって人々の生の営みが破壊されるという意味ではどの紛争も共通であろう。2001年の国連総会では、国連機関、国際機関、NGOは紛争下にある地域において、その援助活動のなかに HIV 感染の広がりを止める努力をすることが明記されている。そういう意味では、紛争と HIV の関連は人々の保健医療問題を越えてすでに国際社会における政治課題としても位置づけられてきた。紛争下における HIV の広がりメカニズムについてはこれまでも多様な立場から多くの研究と論考があるが、そのリスクに関しては大きく 4 つの関連性を指摘することができる。

1つ目として、紛争下におけるレイプの増加である。これは、まず兵士による相手の国や地域の女性に対するレイプが武器として使われるケースが報告されている⁴⁾。相手の国や地域の女性をレイプするのは紛争の相手国や地域に対する心的なダメージを与えるからである。また、場合によっては攻撃する場において、女性たちが兵士たちによって命を助ける見返りとしてセックスを強要されるケースもある。こうした行為の結果、特に HIV 感染が広がりを見せている国や地域では被害者女性だけでなくレイプした兵士たちの間でも HIV 感染が広がる要因となる。

2つ目に、紛争や戦争下では、その地域での性暴力が増加し、個人の危険な性行動を誘発することが知られている⁵⁾。紛争下では多様な形で買春行為が行われることは歴史的に

も慰安婦問題が象徴的に物語る。それらの行為は時には個人の選択だけでなく軍隊など組織的な力によって実施される。また、紛争下では前線の兵士のみならず一般の人々にとっても性暴力が増える事実が各地で報告されてきた。一般的に社会の暴力に対する寛容度が増すことも指摘されており、性暴力が広がる要因にもなる。人々の間で「こういった状況では暴力もしかたない」という正当化がなされ、許容する社会の力が働くのである。こうした性暴力が伴うセックスでは多くの場合、安全なセックスが行われる可能性はきわめて低い。

それに関連して3つ目として、紛争下では人々が HIV と戦う手段がなくなるのも HIV 感染が広がる要因である。具体的には、紛争によってその地域における医療関連施設が機能せず、検査等の設備がなくなる。保健医療施設が破壊され、道路などの流通網が機能しないなかでは人々にとっては生活のための物資だけでなく安全なセックスの手段であるコンドームの入手が困難になる。また、医療サービスの破壊のみならず、学校を始めとしてメディアなどを通じた人々の教育の機会が奪われ、自分の安全を守るための情報へのアクセスができなくなる。このように紛争は武器による攻撃によって直接的に人々の生命を奪うだけでなく、社会資源が破壊されることで人々の HIV 感染のリスクを高める⁶⁾。

4つ目としては、紛争の最中のみならず紛争後、難民など人々の移動が激しくなるのも HIV を広げる要因になる。難民はその多くが紛争を逃れ、社会的なインフラが崩壊したなかで自らの生命を守るために、そして、より安全に暮らせる場所を求めて移動する。難民には国境を越えて難民として他国に避難するケースだけでなく各地に設置された難民キャンプに逃れるというパターンもある。こうした移動により、社会的資源の喪失だけでなく人々が難民化することで、収入を失い貧困に至るのも HIV 感染のリスクとなる。さらには収入を得る方法がほとんど存在しない難民キャンプの過酷な生活環境も HIV 感染を広める要因である。性暴力の多発、情報へのアクセスの損失等、たとえ直接的な紛争が終了したり、その場を逃れたとしても、人々にとっては新しい環境においても HIV の高いリスクは継続して存在し続ける⁷⁾。

以上の4つがこれまでの研究から具体的な紛争と HIV のリスク要因として指摘できる。そのメカニズムからは、特に脆弱性が高いグループは女性、子供、兵士である。その他、こうした紛争の直接的な当事者だけでなく、その地域の人々を支える第三者的な「人道活動従事者（平和維持軍の兵士等）」のなかでの HIV 感染の広がりもすでに指摘されてきている。紛争下においては外部から支援に入る人々にとっても自らのセックスに関連する安全を守るのに

は困難が伴う。紛争と HIV 感染の関連性とメカニズムは複雑であり、リスクに関連する要因は多岐にわたっている。

3. 国家権力による暴力

次に HIV 感染に関連して、国家対国家や民族対民族というレベルではなく、国家権力による個人への暴力の行使という例を取り上げたい。例としては警察権力による暴力がその 1 例としてあげられる。警察は国家による法の執行機関であり、法的な根拠を持つことによって国家権力の行使が許される機関である。一方で、そこでは国家権力を用いた個人への暴力も起きている。UNAIDS の戦略目標「ジェンダーに基づく暴力」の項では、「多くの国で、セックスワーカーや薬物使用者、性的少数者らは、暴力、レイプ、嫌がらせ、不当逮捕などの形で警察権力を不法に行使された体験を持っている」と述べられている。これは、警察の関与という意味では、特に HIV 感染に脆弱であるセックスワーカーがその標的となりやすいことを裏づける。

さらには、WHO のレポートによると多くの国でセックスワーカーは悪行の烙印を押され、セックスワーカーは非難されたり、社会的には容易に差別の対象となることが報告されている。国境を越えて多くの国で警察による彼らへの暴力が問題となるのは、売春法と法執行機関がセックスワーカーに対する暴力に関連するからである。現在、ほとんどの国ではセックスワーカーは違法であるか、もしくは法的な位置づけが曖昧である。警察にとってはセックスワーカーは法的に認められる存在ではないのだから暴力をふるってもいい存在と見なされており、セックスワーカーたちも「暴力は普通」「それは仕事の一部」と感じることも多い。だからこそ、セックスワーカーは警察による暴力の標的となりやすい⁸⁾。

警察権力による暴力と HIV 感染の広がりとの直接的な関連の事例として、たとえばヒューマンライツウォッチが、米国で警察が買春容疑の立証のためにコンドームを証拠とする実態を調査した研究結果がある⁹⁾。それによると、こうした警察の行動によりセックスワーカーやトランスジェンダーの女性が逮捕を恐れてコンドーム携帯に消極的になった結果、彼女たちが安全なセックスができなくなり、HIV 感染が広まったという。本来、警察は法の執行機関として人々の人権を擁護する立場のはずである。しかし、この米国のケースでは、数名のセックスワーカーが警察官によって無理やり洋服を剥ぎ取られた事実も証言されている。そして、被害者女性のほとんどが事件の告訴をしていない。被害者たちがさらなる警察からの虐待を恐れており、かつ警察が公正さを持つことを信用していないからだ。さらに彼女たちは、警察から容疑を取り消すためにセックスを要求されたことも証言している。

犯罪の立証は国家機関としての警察の役割であり、そのための行動は正当性を持つと見なされる。一方で、法的に存在していなかったり、法を犯す行為に対する個人への暴力は国家権力による暴力とは見なされにくい。もしくは、暴力として見なされていたとしても、「しかたない」として見過ごされやすい。その結果として警察によるセックスワーカーへの暴力は不可視化され、HIV 感染のリスクは高まっていく。

4. 組織的な権力による暴力

次に国家権力ではないが、さらにミクロなレベルでの組織的な暴力による HIV のリスクをもたらし暴力の例として職場でのセクシャルハラスメントを取り上げる。現在の雇用均等法によると「セクハラ」とは、「職場において相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動に起因するものであり、具体的には、性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件について不利益を得ること、又は性的な言動において労働者の就業環境が害されること」とされる。現在、日本でも労働局に報告されるだけでも年間に 1 万件以上のケースがあり、すでに社会問題として存在し、認識されている暴力である¹⁰⁾。なお、職場でのセクシャルハラスメントとは、事業主、上司、同僚に限るものではなく取引先、顧客、患者、学校における生徒なども行為者になりえる。たとえば高校において教師が生徒に対してセックスを強要した場合はセクシャルハラスメントとなる。

セクシャルハラスメントには性的な冗談やからかいから必要のない身体接触まで幅広い多様な言動が含まれる。HIV 感染のリスクという側面からは、そのなかでも典型例として「上司から部下への望まないセックスの強要」をあげることができる。ここには、職務上の権力を用いるために部下がセックスを断れなくなるという力関係が存在する。そして、その力関係が相手にコンドームの使用を依頼できないという状況をもたらし要因となる。HIV 感染に関する異性間のセックスの文脈では、男性と女性、つまりはジェンダーによる力の非対称性がつねに問題となるが、セクシャルハラスメントはさらに「組織的な力関係の不平等」が加わる。ここでは女性上司から男性部下へのセックスの強要も想定されている。ここでの力関係の不平等とは、その場面において、もしも被害者の側が加害者に対して拒否や抵抗をした場合、その人が解雇、降格、減給などの不利益を得るのが内容となる¹¹⁾。

セクシャルハラスメントの事例、特にセックスの強要に関する議論では、その行為が強要であったか、それとも相互に同意があったかが問題とされる。しかし、職場という環境での職務上の力関係のなかでは、弱い側は不利益を恐

れて同意することがしばしば起こりえる。裁判では実際に加害者の側が「同意があった」と主張することも多く、自分が要求したときに相手が嫌がらなかった等、被害者の言動としても同意していたと見なされることもある。そのためセクシャルハラスメントかどうかの議論では、そこに精神的な苦痛がどれだけあったか、または継続性や頻度はどうであったかなど状況による判断が必要である。たとえば、大学における教員と学生によるセクシャルハラスメントでは、力の弱い立場である学生の側に恋愛感情があったときにはセクシャルハラスメントではないが、時間を追って恋愛感情がなくなっていった際に同じセックスの行為がセクシャルハラスメントとなるというケースもある。このように相手との関係性は流動的である場合もあり、セックスの行為だけを切り取って取り上げることは難しい。「同意」という解釈による自由恋愛とセクシャルハラスメントの線引きはつねにあいまいな部分を残す。しかし、重要なのは、HIV感染のリスクという意味ではセクシャルハラスメントという暴力のなかで被害者が自分の意思として安全なセックスをするのが難しい環境に晒される点である。

5. 個人間の暴力 (DV)

最後に、最もマイクロな形の暴力として親密な関係にある個人間の関係に基づいたDVを取り上げる。ここでのDVとは殴る・蹴るといった身体的な暴力だけでなく、その存在を否定するといった言葉の暴力や性的な暴力も含まれる。日本におけるDV被害者の数は、内閣府の調査によると結婚したカップルのうち、約4人に1人の女性、10人に1人の男性が過去に被害を受けたという調査結果がある¹²⁾。また、いわゆるデートDVといわれる未婚カップルについても約4割に被害経験があるとの研究結果もある¹³⁾。

親密な関係にある個人によるDVがHIVの脆弱性を高めることについてはすでに多くの調査が行われている。では、DVがどうHIV感染に関連するのだろうか。先行研究によると現在、恋愛関係にあるHIV陽性者女性の12%が親密なパートナーからのDVを受けており、DVを受けている女性は受けていない女性よりもHIV感染率が3倍高いという報告がある¹⁴⁾。

親密な関係性にある個人間で起きるDVとは「恋愛関係において強者から弱者に対して起きる力の行使」として捉えられる。そして、何かの力を行使する時には、そこには相手を思い通りにしたいというコントロールの欲望がある。DVを読み解くうえで、この欲望はひとつのキーワードである。ここでいう「力」とは、身体的な力ばかりではない。金銭や社会的な地位もある。自らセックスを提供することによって誰かの行動を自分のために操ろうとすればそれもまた力の行使である。

婚姻関係や恋愛関係にある相手に対して自分の力を行使し、暴力をふるう理由はひとつではない。その行為は多様な要因が複雑に絡み合った中で起きており、DVは親密な関係のなかで起きる暴力であるために、その理解はいつそう複雑となる。「なぜ、愛する人に暴力をふるうのか」という素朴な疑問である。ここでは、DVの原因に関する多様な要因のうちHIV感染に関連する事柄という側面からDVの要因について述べておきたい。

個人の要因という視点では、「自己肯定感」がDV被害の問題と強くかかわりを持つことは広く指摘されている。自己肯定感とは一般的には自分がそのまま存在していてもいいと感じられる自分の感じや感覚である。自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情をいう。何かをやったから自分がこれでいいとか相手より優れているからいいと思えるのではなく、自分がここにいることに安心できる感覚である。

反対に、こうした自己肯定感が十分に得られない場合「こんな自分じゃだめだ」という不安定さ、空虚感、満たされなさといった自己否定の感覚がある。誰かに評価されることでしか自分が安心できない。そして、他者からの承認への要求は恋愛関係において、そうした自分の欠けた心を相手に埋めてもらうために「相手の愛情を確認する」という行動につながりやすい。つまりは、自分がただいだけ、相手が相手としているだけでは何か足りない。自分で自分を愛することがうまくできないから誰かに愛してもらいたい。相手からは目に見えやすく、自分が確かめられる表現方法で自分の存在を確認したいという欲望である。だからこそ自己肯定がうまくできない場合、相手を思いどおりにするために自分が無理をして我慢することがある。本当は嫌なのに相手の求めるセックスを我慢するのはひとつの例として考えることができる。コンドームの使用を嫌がる相手に対してコンドームの使用を依頼できないのは、嫌われたくないからだけでなく、相手を自分の思いどおりに愛させる手段にもなるからだ。

一方で、DV加害者については、その特徴については、「相手への所有意識」や「特権意識」がこれまでの先行研究から指摘されている¹⁵⁾。DV加害者にとっては恋愛の相手は自分のモノだという意識があり、その意識が相手の気持ちを配慮しない行動につながっている。また、彼らには自分たちに権利があると思込んでいることが多く、「性的な欲求を満たしてもらう権利」はそのひとつである。そのためにDV加害者が自分の相手が性行為において何を望んでいるかを考えることはない。自分から誘った行為については相手が断る権利はないと思うが、相手からの依頼は断れると思込込む。こうした加害者側の意識がHIV感染と関連するのは、安全なセックスを行う決定権とコント

ロールとの関係である。通常、安全なセックスをするかどうかのコントロールはDV加害者の側が一方的に握っており、DV被害者は、コンドーム使用の交渉には危険が伴うと感じているという調査結果もある¹⁶⁾。

また、一般的に多くのDV加害者には、相手に対して権力を握っているという考え方を有しており、セックスは権力と支配を確立する方法と見なしていることがわかっている。そして、特に異性愛男性加害者の場合、自分のパートナー以外の大勢の女性たちと性的な関係を持つのは女性たちに対してだけではなく、周りの男性たちに対しても優越感をもたらす。彼らは多くの女性と性的な関係を持つことが男性たちのなかで優位な地位を得ると考える。結果的に性的なパートナーの数が増えることで、被害者と加害者の両方にとってHIV感染のリスクも高くなる。

6. ま と め

以上、4つの暴力に関する事例をとりあげ、HIVと暴力の具体的な関連について解説してきた。これまでの事例からは、それぞれの暴力の主体とHIVとの関係のあり方については独自の要因とメカニズムを持ちながらも、セックスに介入する力の行使がその要因となるという点が共通項として考察できる。暴力をもたらすその力とは、国家権力であり、組織における権限であり、ジェンダーによる男女の力関係など多様である。そして、セックスが誰かの力の誇示として表現されるときに暴力となり、性の安全な営みを妨げ、HIV感染のリスクとしても人々の安全を脅かしている。さらには、その主体が誰であれ、力を持つ側がその力が危ういと感じるときに相手に対して力を見せつける手段として暴力が起きる可能性が高まっている。

ここで意識的でも無意識であろうとも暴力をふるう主体が相手に対して自らの強さを見せつけなければならないという意味では、暴力は行使する側の弱さの表れという解釈もできる点は特記しておきたい。つまりは、暴力の主体は力を持つ側が弱い側へ強い力を行使しているだけではない。そこに存在しているのは自分が脅かされる恐怖である。暴力は力対力の対決や応酬ではなく、弱さや守りのなかで起きるとする理解はその対策への視点としても重要であろう。

また、本稿で取り上げた事例からはマイクロからマクロまでの多様なレベルの暴力は独立して存在しておらず、重なり合い重複している点が指摘できる。紛争という国家による暴力の下で個人による暴力であるレイプが起きているのである。誰かの暴力が誰かの暴力を呼び寄せ、その結果としてさらにHIV感染は広がっていく。DVや虐待が親から子供へと世代を超えて連鎖する現象は広く知られているが、暴力は世代のみならず空間を超えて広がる可能性を持

つという考察は重要であろう。そこにこそ、「誰もが加害者にも被害者にもなりえる」という当事者性が立ち上がるからだ。これまでのエイズ対策では人間が性的な存在である限りHIV感染は誰にでも起きえるという事実がエイズ啓発において重要なメッセージであり続けてきた。その重要性は今後も変わることがない。一方、もうひとつの視点として「誰もが暴力に巻き込まれる可能性があり、そこにはHIV感染のリスクがある」というメッセージは啓発活動にとって重要かつ有効である可能性が指摘できる。

7. 最 後 に

最後になるが、本稿で試みてきたHIVと暴力を総論的に論じることの意味を述べておきたい。現在、国連を始め国際社会の政治課題としてエイズや感染症が位置づけられる動きの一方で、日本政府をはじめ地域の対策レベルではHIVの検査体制や医療サービスの充実に多くの予算や資源が投じられてきた。また、教育啓発活動についても、個人に対してHIV感染を予防する安全なセックスを推奨する活動に意識が向きがちになる。もちろん、現在はそうしたメッセージの発信すらも政治的には困難である現状もある。そうした試み自体はエイズ対策としても重要かつ有効であり、今後も引き続き多くの取り組みが実施されるべきことに疑いはない。

一方で、HIV感染が広まる現象はたんに疾病が広がるという以上の意味を持つことを本稿では「暴力」の視点から論じてきたつもりである。HIV感染の広がりとは「なぜ私たちの住む世界では暴力がなくならないのか」という人間の存在についての本質的な問いを突きつける。世界各地で起きる紛争、テロリズム、私たちの身近に起きるハラズメントやDV、それらは今後も広がり続けるし、それらの現象の中でHIV感染も起こる。だからこそ、エイズ対策にとってはつねにマイクロやマクロを俯瞰した人間の営みと社会的な構造への視点と理解が必要だと思われる。

さらには、そうした理解こそがエイズ対策はエイズ対策だけを政策課題として独立して実施するのでは十分ではないという考察へと導かれる。近年の日本の安保法案をめぐる政治や市民の動きは注目に値するが、それは日本が戦争をしないためだけに意味もある。紛争による人間の安全保障の問題でありHIV感染の課題である。日本でDV法が制定され改定されてきたのは結果的にHIV対策という意味もあった。「暴力とHIV」という視点に立つときに今、私たちの社会で日々起きているさまざまな政治的な出来事とエイズ対策が有機的に繋がってくるはずだ。本稿がその一助となればと期待したい。

利益相反: 本研究において利益相反に相当する事項はない。

文 献

- 1) UNAIDS strategy goal by 2015. UNAIDS, 2010.
- 2) アーレント H ; 山田正行訳 : 暴力について—共和国の危機. みすず書房, 2000.
- 3) 上野成行 : 暴力. 岩波書店, 2006.
- 4) United Nations University : 戦争の兵器としてのレイプと HIV. 2012.
- 5) Manjoo R, McRaith C : Gender-based violence and justice in conflict and post-conflict areas. Symposium “Gender-Based Violence and Post-Conflict Areas in 2010”, 2010.
- 6) Rieger M : HIV/AIDS and conflict : micro evidence from Burundi. Graduate Institute of International and Development Studies Working Paper. 11, 2011.
- 7) Spiegel PB : HIV/AIDS among Conflict-affected and displaced population : dispelling myths and taking action disasters. 28 (3), 2004.
- 8) SWASH : 女性に対する暴力と HIV/エイズ—深刻な交差 セックスワーカーに対する暴力と HIV 感染予防. 2015.
- 9) Human Rights Watch : 米国 : 警察のせいでセックス・ワーカーの HIV 感染増加. 2012.
- 10) 内閣府男女共同参画局が把握する平成 23 年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシャル・ハラスメントの相談件数.
- 11) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に対して雇用管理上構すべき措置についての指針. 平成 18 年度厚生労働省告示 615 号, 2019.
- 12) 内閣府 : 男女間における暴力に関する調査. 平成 26 年度調査, 2014.
- 13) 東京都生活局 : 若年層における交際相手からの暴力に関する調査. 平成 25 年調査, 2013.
- 14) Sareen J, Pagura B, Grant B : Is intimate partner violence associated with HIV infection among women in the U.S. science direct. 2009. www.sciencedirect.com
- 15) ランディ・バンクロフト (著) ; 高橋睦子, 中島幸子, 山口のり子 (監訳) : DV/虐待加害者の実態を知る. 明石書店, 2008.
- 16) Gracia-Moreno C : Violence against women : its importance for HIV/AIDS. AIDS 2 : 14, 2000.